

第1 審査の対象および手続

平成24年度福井県一般会計および特別会計（14会計）の決算を審査の対象とした。

審査に当たっては、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書について

- （1）決算の計数は、関係諸帳簿および証拠書類と符合し正確であるか
- （2）予算は、適正かつ効率的に執行されたか
- （3）財務に関する事務は、関係法令等に基づき適正に執行されたか
- （4）財産の取得、管理および処分は、適正に処理されたか

等を主眼として、関係諸帳簿および証拠書類を照合するとともに、必要な資料の提出を求め、関係者の説明を聴取し、あわせて定期監査および例月現金出納検査の結果をも考慮して、慎重に審査を行った。